

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちひろ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等の報酬について、定款第8条の定めにより評議員は無報酬とし、理事及び監事は、定款第21条の定めにより別表1に定める算定方法により支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については、報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給は、毎月10日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に該当する場合は、その翌日に支給する。

- 2 報酬等は、全額を通貨で直接本人に支給する。ただし、本人から、書面で請求のあったときは、その指定する金融機関の口座に払い込むことが出来る。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償規程に準じる。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### 附則

この規程は、評議員会の承認を受けた日（平成 29 年 9 月 25 日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

この規程は、評議員会の承認を受けた日（平成 30 年 2 月 20 日）から施行する。

別表1 役員報酬

役職名	報酬の額	基準
理事長	月額 50,000 円	業務遂行日数として、月 1 日以上の出勤とする 理事会等の出席、交通費等の費用も含む
理事	無報酬	
監事	無報酬	